

守山町公園民間活力導入事業

特定公園施設建設・譲渡契約書

(案)

令和●年●月

守山市

目 次

第1条（総則）	1
第2条（譲渡の対価）	1
第3条（特定公園施設譲渡価額の支払）	1
第4条（遅延利息）	1
第5条（契約不適合）	2
第6条（譲渡契約の変更）	2
第7条（裁判管轄）	2
第8条（協議事項等）	2

守山町公園民間活力導入事業

特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

守山町公園民間活力導入事業（以下「本事業」という。）に関して、守山市（以下「甲」という。）と認定計画提出者である●●（以下「乙」という。）との間で、本次の条項により特定公園施設建設・譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲および乙は、本契約の履行に際し、甲および乙が令和●●年●●月●●日に締結した守山町公園民間活力導入事業公募設置管理にかかる基本協定（以下「協定」という。）を遵守するものとする。
- 2 乙は、協定の規定に従って、令和●●年●●月●●日までに、整備を完了し、その引渡しを行うものとする。
- 3 甲は、第1条2項の特定公園施設の譲渡に関し、協定第59条に規定する完了検査を実施し、乙が整備する特定公園施設が、公募設置等指針等および認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲および乙が合意した内容を含む。）に基づき、施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。
- 4 甲および乙は、協議により、引渡し予定日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

- 第2条 特定公園施設の譲渡の対価は●●●●円（うち消費税および地方消費税額 金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

- 第3条 乙は、第1条第3項により特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から40日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第2条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第4条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない

ない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(契約不適合)

第5条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、協定第68条に定めるところによる。

(譲渡契約の変更)

第6条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(裁判管轄)

第7条 本契約に起因する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第8条 本契約等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲および乙で協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市長 森 中 高 史

乙：

印